官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（内閣府九四）　一
○特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（同九五）　二
〔省　令〕
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一二）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決・裁決取消訴訟の判決確定関係　七
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　七
会社その他
会社決算公告　八四

府令

○内閣府令第九十四号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）を実施するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令を次のように定める。

令和七年十一月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令

（子ども・子育て支援法施行規則の一部改正）

第一条　子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第一条の四） ［第一章の二・第一章の三　略］ 第一章の四　子育てのための施設等利用給付 第一節　施設等利用給付認定等（第二十八条の三―第二十八条の十四） 第二節　施設等利用費の支給（第二十八条の十五―第二十八条の二十一） 第一章の五　乳児等のための支援給付 第一節　乳児等支援給付認定等（第二十八条の二十二―第二十八条の二十九） 第二節　乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給（第二十八条の三十―第二十八条の三十三） 第二章　特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定子ども・子育て支援提供者 第一節　特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者 第一款　［略］ 第二款　特定地域型保育事業者（第三十九条―第四十四条） 第三款　特定乳児等通園支援事業者（第四十四条の二） 第四款・第五款　［略］ 第二節　［略］ ［第三章～第六章　略］ 附則 （法第七条第十項第四号ハの政令で定める施設の利用状況の報告） **第二十八条の十四**　［略］ ［2・3　略］ 4　前条第二号に該当する満三歳未満の小学校就学前子どもの保護者は、第二十八条の二十九第一項又は第二項の規定による書類の提出をしたときは、第一項又は第二項の規定による書類の提出をすることを要しない。 **第一章の五**　乳児等のための支援給付 **第一節**　乳児等支援給付認定等 （乳児等支援給付認定の申請等） **第二十八条の二十二**　法第三十条の十五第一項の規定により同項に規定する認定（以下「乳児等支援給付認定」という。）を受けようとする支給対象小学校就学前子ども（法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。 一　当該申請を行う保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る支給対象小学校就学前子どもの居住地） 二　当該申請に係る支給対象小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び当該支給対象小学校就学前子どもの保護者との続柄	目次 第一章　総則（第一条―第一条の四） ［第一章の二・第一章の三　同上］ 第一章の四　子育てのための施設等利用給付 第一節　施設等利用給付認定等（第二十八条の三―第二十八条の十四） 第二節　施設等利用費の支給（第二十八条の十五―第二十八条の二十一） 第二章　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援提供者 第一節　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者 第一款　［同上］ 第二款　特定地域型保育事業者（第三十九条―第四十四条） 第三款・第四款　［同上］ 第二節　［同上］ ［第三章～第六章　同上］ 附則 （法第七条第十項第四号ハの政令で定める施設の利用状況の報告） **第二十八条の十四**　［同上］ ［2・3　同上］ ［項を加える。］ ［章を加える。］ ［節を加える。］ ［条を加える。］

2　前項の申請書は、特定乳児等通園支援事業者（法第五十四条の三に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）を経由して提出することができる。

3　特定乳児等通園支援事業者は、関係市町村との連携に努めるとともに、前項の規定により第一項の申請書の提出を受けたときは、速やかに、当該申請書を提出した保護者の居住地の市町村に当該申請書を送付しなければならない。

（特定乳児等通園支援事業者を経由して申請書を提出した場合の乳児等支援支給認定証の交付）

第二十八条の二十三　前条第二項の規定により特定乳児等通園支援事業者を経由して申請書が提出された場合における乳児等支援支給認定証（法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援支給認定証をいう。以下同じ。）の交付は、当該申請の際に経由した特定乳児等通園支援事業者を経由して行うことができる。

（法第三十条の十五第三項に規定する内閣府令で定める事項）

第二十八条の二十四　法第三十条の十五第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　乳児等支援給付認定保護者の氏名、居住地及び生年月日

二　乳児等支援給付認定子ども（法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）の氏名及び生年月日

三　交付の年月日及び乳児等支援支給認定証番号

四　乳児等支援給付認定の有効期間

五　その他必要な事項

［条を加える。］

（乳児等支援給付認定の取消しを行う場合の手続）

第二十八条の二十五　市町村は、法第三十条の十八第一項の規定により乳児等支援給付認定の取消しを行ったときは、その旨を書面により乳児等支援給付認定保護者に通知するものとする。

2　前項の場合において、市町村は、次に掲げる事項を併せて通知し、乳児等支援支給認定証の返還を求めるものとする。ただし、乳児等支援給付認定保護者の乳児等支援支給認定証が既に市町村に提出されているときは、この限りでない。

一　乳児等支援支給認定証を返還する必要がある旨

二　乳児等支援支給認定証の返還先及び返還期限

［条を加える。］

（乳児等支援給付認定の変更の届出）

第二十八条の二十六　乳児等支援給付認定保護者は、乳児等支援給付認定の有効期間内において、第二十八条の二十二第一項各号に掲げる事項（第三号において「届出事項」という。）を変更する必要が生じたときは、速やかに、乳児等支援支給認定証を添えて、次に掲げる事項を記載した届書を市町村に提出しなければならない。

一　当該届出を行う乳児等支援給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該届出に係る乳児等支援給付認定子どもの居住地）

二　当該届出に係る乳児等支援給付認定子どもの氏名、生年月日及び乳児等支援給付認定保護者との続柄

三　届出事項のうち変更が生じた事項とその変更内容

四　その他必要な事項

［条を加える。］

２　前項の届書には、同項第三号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（乳児等支援支給認定証の再交付）

第二十八条の二十七　市町村は、乳児等支援支給認定証を破り、汚し、又は失った乳児等支援給付認定保護者から、乳児等支援給付認定の有効期間内において、乳児等支援支給認定証の再交付の申請があったときは、乳児等支援支給認定証を交付するものとする。

２　前項の申請をしようとする乳児等支援給付認定保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一　当該申請を行う乳児等支援給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る乳児等支援給付認定子どもの居住地）

二　当該申請に係る乳児等支援給付認定子どもの氏名、生年月日及び乳児等支援給付認定保護者との続柄

三　申請の理由

３　乳児等支援支給認定証を破り、又は汚した場合の第一項の申請には、前項の申請書に、その乳児等支援支給認定証を添付しなければならない。

４　乳児等支援支給認定証の再交付を受けた後、失った乳児等支援支給認定証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

（乳児等支援給付認定の申請を行うことができない小学校就学前子どもの保護者）

第二十八条の二十八　次の各号のいずれかに該当する満三歳未満の小学校就学前子どもの保護者は、当該各号に定める小学校就学前子どもについて、法第三十条の十五第一項の規定による申請を行うことができない。

一　その教育・保育給付認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けている場合　当該教育・保育給付認定子ども

二　その小学校就学前子どもが令第一条に規定する施設を現に利用している場合　当該小学校就学前子ども

（法第七条第十項第四号ハの政令で定める施設の利用状況の報告）

第二十八条の二十九　前条第二号に該当する満三歳未満の小学校就学前子どもの保護者は、当該小学校就学前子どもが令第一条に規定する施設を利用するに至ったときは、次に掲げる事項を記載した書類を当該小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村（次項において単に「市町村」という。）に提出しなければならない。

一　当該小学校就学前子どもの保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二　当該小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び当該保護者との続柄

三　当該令第一条に規定する施設の名称及び所在地

２　前条第二号に該当する満三歳未満の小学校就学前子どもの保護者は、当該小学校就学前子どもが令第一条に規定する施設の利用をやめようとするときは、その旨及び前項に掲げる事項を記載した書類を市町村に提出しなければならない。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

3　前二項の書類は、当該小学校就学前子どもが現に利用している令第一条に規定する施設を経由して提出することができる。

4　前条第二号に該当する満三歳未満の小学校就学前子どもの保護者は、第二十八条の十四第一項又は第二項の規定による書類の提出をしたときは、第一項又は第二項の規定による書類の提出をすることを要しない。

第二節　乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給

（乳児等支援給付費の支給）

第二十八条の三十　市町村は、法第三十条の二十第一項の規定に基づき、毎月、乳児等支援給付費を支給するものとする。

（乳児等支援支給認定証の提示）

第二十八条の三十一　特定乳児等通園支援（法第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を利用しようとする乳児等支援給付認定保護者は、同条第二項の規定に基づき、初めて特定乳児等通園支援を利用しようとするとき（二以上の特定乳児等通園支援事業者が行う特定乳児等通園支援を利用する場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者ごとに当該特定乳児等通園支援事業者において初めて特定乳児等通園支援を利用しようとするとき）その他特定乳児等通園支援を行う特定乳児等通園支援事業者が必要があると認めるときに、当該特定乳児等通園支援事業者に対して乳児等支援支給認定証を提示しなければならない。

（法第三十条の二十第三項の内閣府令で定める時間）

第二十八条の三十二　法第三十条の二十第三項の内閣府令で定める時間は、十時間とする。

（法第三十条の二十一第一項の内閣府令で定める事由）

第二十八条の三十三　法第三十条の二十一第一項の内閣府令で定める事由は、乳児等支援給付認定保護者が同項に規定する申請中期間に特定乳児等通園支援を利用することにつきやむを得ない事情があると市町村が認めるものとする。

第二章　特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定子ども・子育て支援提供者

第一節　特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者

第三款　特定乳児等通園支援事業者

（準用）

第四十四条の二　前款（第三十九条第十三号及び第十七号並びに第四十四条第五号を除く。）の規定は、特定乳児等通園支援事業者について準用する。この場合において、第三十九条各号列記以外の部分中「第四十三条第一項」とあるのは「第五十四条の二第二項」と、同条第五号中「地域型保育事業」とあるのは「乳児等通園支援を行う事業」と、同条第十四号中「地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費」とあるのは「乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費」と、同条第十五号中「第五十二条第二項」とあるのは「第五十四条の三において準用する法第五十二条第二項」と、「第四十一条第二項」とあるのは「第四十四条の二において準用する第四十一条第二項」と、第四十条中「第四十四条」とあるのは「第五十四条の三において準用する法第四十四条」と、第四十一条第一項中「第三十九条第一号、第二号、第四号（当該確認に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第八号、第九号、第十四号、第十六号及び第十七号」とあるのは「第四十四条の二において準用する第三十九条第一号、第二号、第四号（当該確認

［節を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

第二章　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援提供者

第一節　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

［款を加える。］

［条を加える。］

に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第八号、第九号、第十四号及び第十六号」と、同条第三項中「第三十四条」とあるのは「第三十四条（第三号を除く。）」と、「第四十七条第二項」とあるのは「第五十四条の三において準用する法第四十七条第二項」と、「特定地域型保育事業」とあるのは「特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。）を行う事業をいう。）」と、第四十二条中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条の三において準用する令第二十条第一項」と、第四十三条中「第二十条第二項第四号」とあるのは「第二十条の三において準用する令第二十条第二項第四号」と、「第五十条第一項」とあるのは「第五十四条の三において準用する法第五十条第一項」と、第四十四条中「第五十三条」とあるのは「第五十四条の三において準用する法第五十三条」と読み替えるものとする。

第四款　［略］

（法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報）

第五十条　法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育等（法第五十六条第一項に規定する教育・保育等をいう。以下同じ。）の提供を開始しようとするときにあっては別表第一に掲げる項目に関するものとし、法第五十八条第一項の内閣府令で定めるときにあっては別表第一及び別表第二に掲げる項目に関するものとする。

第五款　［略］

（身分を示す証明書の様式）

第六十条　法第十四条第二項（法第三十条の三及び第三十条の十三において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第二号のとおりとする。

2　法第三十八条第二項、第五十条第二項（法第五十四条の三において準用する場合を含む。）、第五十六条第五項及び第五十八条の八第二項において準用する法第十四条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第三号のとおりとする。

別表第一（第五十条、第五十二条関係）

一　施設又は事業所（以下この表から別表第三までにおいて「施設等」という。）を運営する法人に関する事項		
［イ～ハ　略］		
ニ　法人が教育・保育等を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する教育・保育施設並びに当該法人が行う地域型保育事業及び乳児等通園支援事業（乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）		
ホ　［略］		
［二・三　略］		
四　教育・保育等の内容に関する事項		
［イ～ニ　略］		
ホ　施設等の利用手続その他の利用に関する事項（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所にあっては、選考基準を含む。）		
［ヘ～リ　略］		
［五・六　略］		

第三款　［同上］

（法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報）

第五十条　法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育等の提供を開始しようとするときにあっては別表第一に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあっては別表第一及び別表第二に掲げる項目に関するものとする。

第四款　［同上］

（身分を示す証明書の様式）

第六十条　法第十四条第二項（法第三十条の三において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第二号のとおりとする。

2　法第三十八条第二項及び第五十八条の八第二項において準用する法第十四条第二項、法第五十条第二項において準用する法第十四条第二項及び法第五十六条第五項において準用する法第十四条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第三号のとおりとする。

別表第一（第五十条、第五十二条関係）

一　施設又は事業所（以下この表から別表第三までにおいて「施設等」という。）を運営する法人に関する事項		
［イ～ハ　同上］		
ニ　法人が教育・保育等を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する教育・保育施設並びに当該法人が行う地域型保育事業及び乳児等通園支援事業		
ホ　［同上］		
［二・三　同上］		
四　教育・保育等の内容に関する事項		
［イ～ニ　同上］		
ホ　施設等の利用手続、選考基準その他の利用に関する事項		
［ヘ～リ　同上］		
［五・六　同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第二号を次のように改める。

様式第二号（第六十条第一項関係）

（表面）

子ども・子育て支援検査証

第　　号

写真

官　職
又は職名

氏　名

生年月日

子ども・子育て支援法第十四条（第三十条の三及び第三十条の十三において準用する場合を含む。）に定める当該職員であることを証する。

令和　　年　　月　　日　　交付

印

市（区）町村

（裏面）

子ども・子育て支援法（抄）

（報告徴収及び立入検査）

第十四条　市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（準用）

第三十条の三　第十条の六、第十条の七及び第十二条から第十六条までの規定は、子育てのための施設等利用給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（準用）

第三十条の十三　第十条の六、第十条の七及び第十二条から第十六条までの規定は、乳児等のための支援給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十二条　市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十条の五若しくは第十三条（第三十条の三及び第三十条の十三において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

２　市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十四条第一項（第三十条の三及び第三十条の十三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は第十四条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

３　（略）

注意

１　この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

２　この検査証は、職名の異動を生じ、又は不要となったときは、速やかに返還しなければならない。

１．厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。

２．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

様式第三号を次のように改める。

様式第三号（第六十条第二項関係）

（表面）

子ども・子育て支援検査証

第　　号

写

真

官　　職
又は職名

氏　　名

生年月日

子ども・子育て支援法第三十八条、第五十条（第五十四条の三において準用する場合を含む。）、第五十六条及び第五十八条の八に定める当該職員であることを証する。

令和　　年　　月　　日　　交付

市（区）町村

印

（裏面）

子ども・子育て支援法（抄）

（報告徴収及び立入検査）

第十四条　（略）

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告徴収及び立入検査）

第三十八条　市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設若しくは特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者（以下この項において「特定教育・保育施設の設置者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に、関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（報告徴収及び立入検査）

第五十条　市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業者であった者若しくは特定地域型保育事業所の職員であった者（以下この項において「特定地域型保育事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業所の職員若しくは特定地域型保育事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に、関係者に対して質問させ、若しくは特定地域型保育事業者の特定地域型保育事業所、事務所その他特定地域型保育事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（準用）

第五十四条の三　第四十四条から第五十四条までの規定（第四十五条第二項を除く。）は、前条第一項の確認を受けた者（以下「特定乳児等通園支援事業者」という。）について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（報告徴収及び立入検査）

第五十六条　前条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者（同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあっては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該特定教育・保育提供者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該特定教育・保育提供者若しくは当該特定教育・保育提供者の職員に対し出頭を求め、又は当該市町村長等の職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該特定教育・保育提供者の当該確認に係る教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業所若しくは乳児等通園支援事業所、事務所その他の教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう。以下同じ。）の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２～４　（略）

５　第十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査について準用する。

（報告徴収及び立入検査）

第五十八条の八　市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援提供者であった者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員であった者（以下この項において「特定子ども・子育て支援提供者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員若しくは特定子ども・子育て支援提供者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に、関係者に対して質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所、特定子ども・子育て支援提供者の事務所その他特定子ども・子育て支援施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七十九条　第三十八条第一項、第五十条第一項（第五十四条の三において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項若しくは第五十八条の八第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

注意

１　この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

２　この検査証は、職名の異動を生じ、又は不要となったときは、速やかに返還しなければならない。

１．厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。

２．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第二条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第三十六条の三十六の五　法第三十四条の十五第五項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　家庭的保育事業等　法第三十四条の十五第二項の認可の申請に係る家庭的保育事業等を行う事業所の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号に規定する教育・保育提供区域をいう。以下この条において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいい、同法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下この条において「市町村計画」という。）に基づき整備しようとするものを含む。第三十七条の五において同じ。）に係る利用定員（同法第二十七条第一項の確認において定める利用定員をいう。）及び特定地域型保育事業（同法第四十三条第四項に規定する特定地域型保育事業をいう。第三十七条の五において同じ。）（事業所内保育事業における同法第四十三条第三項に規定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもに係る部分を除き、市町村計画に基づき整備をしようとするものを含む。）に係る利用定員（同法第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。）の総数（当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下この号において「申請家庭的保育事業等開始年度」という。）に係るものであつて、同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、当該教育・保育提供区域について同法第六十一条第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定により定められた必要利用定員総数と同項（第一号ハに係る部分に限る。）の規定により定められた必要利用定員総数とを加えた数（申請家庭的保育事業等開始年度に係るものであつて、同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達している場合又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認める場合 二　乳児等通園支援事業　法第三十四条の十五第二項の認可の申請に係る乳児等通園支援事業を行う事業所の所在地を含む教育・保育提供区域における特定乳児等通園支援事業（子ども・子育て支援法第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援を行う事業をいい、市町村計画に基づき整備しようとするものを含む。）に係る利用定員（同法第五十四条の二第一項の確認において定める利用定員をいう。）の総数（当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下この号において「申請乳児等通園支援事業開始年度」という。）に係るものに限る。）が、当該教育・保育提供区域について同法第六十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により定められた必要利用定員総数（申請乳児等通園支援事業開始年度に係るものに限る。）に既に達している場合又は当該申請に係る乳児等通園支援事業の開始によつてこれを超えることになると認める場合	**第三十六条の三十六の五**　法第三十四条の十五第五項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、同条第二項の認可の申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により市町村が定める教育・保育提供区域をいう。以下この条において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいい、同法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下この条において「市町村計画」という。）に基づき整備しようとするものを含む。以下この条及び第三十七条の五において同じ。）及び特定地域型保育事業（同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除き、市町村計画に基づき整備をしようとするものを含む。）に係る利用定員の総数（当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下この条において「申請事業開始年度」という。）に係るものであつて、同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、当該市町村計画において定める当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数（申請事業開始年度に係るものであつて、同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達している場合又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認める場合とする。
第三十七条の五　法第三十五条第八項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、保育所に関する同条第四項の認可の申請に係る当該保育所の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域をいう。以下この条において同じ。）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員の総数（当該申請に係る保育所の設置による事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下この条において「申請施	**第三十七条の五**　法第三十五条第八項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、保育所に関する同条第四項の認可の申請に係る当該保育所の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域をいう。以下この条において同じ。）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員の総数（当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下この条において「申請施設事業開始年度」と

設事業開始年度」という。）に係るものであつて、同法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、同法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数（申請施設事業開始年度に係るものであつて、同法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達している場合又は当該申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになると認める場合とする。

附　則

第五十六条の二　第三十六条の三十六の五（第一号に係る部分に限る。）及び第三十七条の五の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句とする。

第三十六条の三十六の五第一号	申請家庭的保育事業等開始年度に係るもの	申請家庭的保育事業等開始年度に係るもの（申請家庭的保育事業等開始年度の翌年度に係るものが、申請家庭的保育事業等開始年度に係るものを上回つている場合にあつては、申請家庭的保育事業等開始年度の翌年度に係るもの）
［略］		

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令の一部改正）

第三条　こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。	次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十四条第一項（同法第三十条の三及び第三十条の十三の規定により準用する場合を含む。）、第三十八条第一項、第五十条第一項、第五十六条第一項並びに第五十八条の八第一項	五　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十三条第一項（同法第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）、第十四条第一項（同法第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）、第十五条第一項（同法第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）及び第二項（同法第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）、第三十八条第一項、第五十条第一項、第五十六条第一項並びに第五十八条の八第一項
六　［略］	六　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（改正後の子ども・子育て支援法施行規則第二十八条の三十二に定める時間に関する経過措置等）

第二条　施行日から令和十年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の子ども・子育て支援法施行規則（以下「新子ども・子育て支援法施行規則」という。）第二十八条の三十二の規定の適用については、「十時間」とあるのは、「十時間（地域における乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、この条に定める時間によることが適当でないと市町村が認める場合にあっては、三時間以上十時間未満の範囲内で当該市町村の条例で定める時間）」とする。

２　前項の規定により読み替えられた新子ども・子育て支援法施行規則第二十八条の三十二の規定により時間を定める市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、乳児等支援支給認定証（子ども・子育て支援法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援支給認定証をいう。）に、第二十八条の二十四各号に掲げる事項のほか、当該市町村の条例で定める時間及び当該時間によることとする期間を併せて記載しなければならない。

（様式に関する経過措置）

第三条　この府令の施行の際現に使用されているこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

２　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令第九十五号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十四条の三において準用する同法第四十六条第三項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を次のように定める。

令和七年十一月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
　第一節　利用定員に関する基準（第三条）
　第二節　運営に関する基準（第四条―第三十二条）
第三章　雑則（第三十三条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）に係る法第五十四条の三において準用する法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一　法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準　第三条の規定による基準

二　法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準　第四条から第六条まで、第十二条、第十四条、第二十三条から第二十五条まで及び第三十条の規定による基準

三　法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この府令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

（一般原則）

第二条　特定乳児等通園支援事業者（法第五十四条の三に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設及び法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第一節　利用定員に関する基準

第三条　特定乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員（法第五十四条の二第一項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定めるものとする。

第二節　運営に関する基準

（面談）

第四条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第十九条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、第一項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第五条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第六条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第五十四条の三において準用する法第五十四条第一項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援給付認定証に記載された事項の確認）

第七条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援給付認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十八条の二十四各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第八条　特定乳児等通園支援事業者は、法第三十条の十五第一項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第九条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第五十六条第一項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第十条　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育及び法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第十一条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第十二条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第三十条の二十第五項（法第三十条の二十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第三十条の二十第三項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2　特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3　特定乳児等通園支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

一　日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

二　特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

三　食事の提供に要する費用

四　特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

五　前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4　特定乳児等通園支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5　特定乳児等通園支援事業者は、第二項及び第三項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第三項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第十三条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第十四条　特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第十五条　特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第十六条　特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第十七条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知）

第十八条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第十九条　特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第二十二条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一　特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

二　その提供する特定乳児等通園支援の内容

三　職員の職種、員数及び職務の内容

四　特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

五　第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

六　第三条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員

七　特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

八　緊急時等における対応方法

九　非常災害対策

十　虐待の防止のための措置に関する事項

十一　その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第二十条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第二十一条　特定乳児等通園支援事業者は、第三条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

（掲示等）

第二十二条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第二十三条　特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第十二条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第二十四条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第二十五条　特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第二十六条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第二十七条　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第二十八条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第三十条の十三において準用する法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

５　特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第二十九条　特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第三十条　特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

三　事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第三十一条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備等）

第三十二条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一　第十四条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

二　第十一条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

三　第十八条の規定による市町村への通知に係る記録

四　第二十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五　第三十条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三章　雑則

（電磁的記録等）

第三十三条　特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

２　特定乳児等通園支援事業者は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

３　前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第二項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

５　前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第二項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

６　第二項から第五項までの規定は、この府令の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第二項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第四項」とあるのは「第六項において準用する第四項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第三項中「前項各号」とあるのは「第六項において準用する前項各号」と、第四項中「第二項」とあるのは「第六項において準用する第二項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第一号中「第二項各号」とあるのは「第六項において準用する第二項各号」と、第五項中「前項」とあるのは「第六項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第二項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この府令の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この府令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この府令の公布の日から令和八年三月三十一日までの間においては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）第一条の規定（同法附則第一条第五号イに掲げる改正規定に限る。）による改正後の法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間は、この府令に規定する基準は、当該市町村が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなすことができる。

省令

○厚生労働省令第百十二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第六項第九号、第十二条第一項第二号並びに第十四条第一項及び第二項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（五類感染症）	（五類感染症）
第一条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。	**第一条**　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。
一～三十七　（略）	一～三十七　（略）
三十八　多剤耐性緑膿菌感染症	三十八　薬剤耐性緑膿菌感染症
三十九～四十一　（略）	三十九～四十一　（略）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　法第十二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症（法第十二条第一項の規定により、当該感染症の患者について届け出なければならないものに限る。）は、次に掲げるものとする。	5　法第十二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症（法第十二条第一項の規定により、当該感染症の患者について届け出なければならないものに限る。）は、次に掲げるものとする。
一～十四　（略）	一～十四　（略）
十五　多剤耐性緑膿菌感染症	（新設）
十六～二十二　（略）	十五～二十一　（略）
6～9　（略）	6～9　（略）
（指定届出機関の指定の基準）	（指定届出機関の指定の基準）
第六条　法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項の規定による五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症の区分（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。）に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。	**第六条**　法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項の規定による五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症の区分（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。）に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

一～四	（略）	（略）
五	クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、細菌性髄膜炎、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎及びメチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	患者を三百人以上収容する施設を有する病院であって、その診療科名中に内科及び外科を含むもの
六	（略）	（略）

一～四	（略）	（略）
五	クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、細菌性髄膜炎、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症及び薬剤耐性緑膿菌感染症	患者を三百人以上収容する施設を有する病院であって、その診療科名中に内科及び外科を含むもの
六	（略）	（略）

2　（略）

2　（略）

（感染症の発生の状況及び動向の把握）

第七条　法第十四条第二項の届出は、当該指定届出機関に係る五類感染症指定区分の感染症の患者又はこれらにより死亡した者については診断し、又は検案した日の属する週の翌週（診断し、又は検案した日が日曜日の場合にあっては、当該診断し、又は検案した日の属する週）の月曜日（前条第一項の表の四の項の上欄に掲げる五類感染症、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症又はメチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症に係るものにあっては、診断した日の属する月の翌月の初日）に、当該指定届出機関に係る疑似症の患者については直ちに行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該届出をすることを要しない。

一～三　（略）

２～５　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和八年四月六日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第四条第五項に規定する多剤耐性緑膿菌感染症の患者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十二条第一項の規定による届出は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以降に診断された当該感染症の患者について行うものとし、施行日の前日以前に診断されたこの省令による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第六条第一項の表の五の項の上欄に規定する薬剤耐性緑膿菌感染症の患者については、なお従前の例による。

（感染症の発生の状況及び動向の把握）

第七条　法第十四条第二項の届出は、当該指定届出機関に係る五類感染症指定区分の感染症の患者又はこれらにより死亡した者については診断し、又は検案した日の属する週の翌週（診断し、又は検案した日が日曜日の場合にあっては、当該診断し、又は検案した日の属する週）の月曜日（前条第一項の表の四の項の上欄に掲げる五類感染症、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症又は薬剤耐性緑膿菌感染症に係るものにあっては、診断した日の属する月の翌月の初日）に、当該指定届出機関に係る疑似症の患者については直ちに行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該届出をすることを要しない。

一～三　（略）

２～５　（略）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当法人は、令和七年九月二十九日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

札幌市中央区北四条西二十四丁目二番一―二〇八号

一般社団法人日本メディカルＩＣＴ学会

代表清算人　潟端　純也

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

青森県十和田市大字相坂字高見一四七番地二六〇

有限会社大島建築

清算人　大島　雅彰

解散公告

当社は、令和七年十月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

山形県鶴岡市末広町五番二二―二〇一号

日本国不動産合同会社

清算人　安達　忠芳

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

福島県石川郡石川町大字形見字大工内一三九番地

有限会社日進自動車商会

清算人　鈴木　健治

解散公告

当社は、令和七年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町八二二八番地の七〇

有限会社シオサイ

清算人　和田　慶介

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

埼玉県所沢市若狭四丁目二五〇七番地の三

株式会社ＣＯＣＯハウス

代表清算人　落合　亮太

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

埼玉県所沢市若狭四丁目二五〇七番地の三

合同会社ＣＯＣＯ・サロン

清算人　落合　亮太

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

千葉県流山市平和台四丁目三六番地一四

有限会社川正園

清算人　川村　勇

解散公告

当社は、令和七年十月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

千葉県佐倉市王子台四丁目三〇番地一四

株式会社ハッピーハウス

代表清算人　柳内ちよ子

解散公告

当法人は、令和七年六月六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都大田区西糀谷一丁目二八番八号

一般社団法人あきやま

代表清算人　西山　智也

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人コリーナ

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

合同会社コリーナ

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年十月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都新宿区西新宿六丁目一六番一七号

株式会社あいフロンティア

代表清算人　坂本　幸子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都中央区銀座三丁目九番四号

株式会社花井

代表清算人　花井　喜幸

解散公告

当社は、社員総会の決議により令和七年十一月十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都港区南青山四丁目二一番二六号リュエル青山Ｃ棟Ｂ一細谷総合会計事務所内

ＫＩＣあきる野特定目的会社

代表清算人　細谷晋一郎

解散公告

当社は、令和七年十月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都世田谷区太子堂四丁目一八番一五号

マガザン三軒茶屋二　三Ｆ－三

株式会社アマノ

代表清算人　遠藤　健太

解散公告

合同会社Ｎｅｘｔｒａｔｉｏｎは、令和七年十一月一日をもって解散し、清算人に護山真翔を選任いたしました。

つきましては、当会社に対して債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にその旨をお申し出ください。

なお、期間内にお申し出のない場合は、清算手続を完了いたします。

令和七年十一月十三日

東京都墨田区文花一丁目一八番一三号

合同会社Ｎｅｘｔｒａｔｉｏｎ

清算人　護山　真翔

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に対して債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にその旨をお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都江東区北砂五丁目三番一五号

合同会社三昧

清算人　神戸　佐一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都府中市白糸台一丁目五七番地の八

スチューデントパーク府中一〇三

合同会社アズーラ

清算人　堀越　晶帆

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都文京区西片二丁目二二番四号一〇七

合同会社ｔｒａｖｉ

清算人　中田　敏寛

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都杉並区西荻南一丁目五番一号

株式会社小松設備商会

代表清算人　小松　敏哉

解散公告

当社は、令和七年十月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都文京区本郷六丁目二五番一四号

株式会社のぞみＡＩ

代表清算人　矢吹　澪斗

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都港区浜松町二丁目二番五号二階Ｂ号室

株式会社Ｍａｒｃｙｓ　Ｊａｐａｎ

代表清算人　田中　良子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都千代田区平河町一丁目三番六号

Ｓｐｅｃｉａｌ株式会社

代表清算人　鈴木　丈洋

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都台東区東上野三丁目三九番一〇号

光和ビル四〇二号

東京総合情報機器株式会社

代表清算人　水島　修一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都世田谷区代田四丁目三四番一九号

株式会社エル・アッシュ・オー

代表清算人　田村　哲也

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都新宿区市谷薬王寺町二〇番二八―一〇四号

株式会社Ｌｕｃｋｙｗｕ

代表清算人　李　金美花

解散公告

当社は、令和七年十月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都練馬区練馬三丁目一五番四号

有限会社ベリアンダー

清算人　斉藤　公基

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都新宿区下宮比町一番四号

一般社団法人ジェイ・エイチ・エヌ

代表清算人　河原　洋一

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都新宿区下宮比町一番四号

一般社団法人ジェイ・エイチ・エル

代表清算人　河原　洋一

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都世田谷区等々力五丁目一一番二二―一〇七号

株式会社アンパレス

代表清算人　宮下　計

解散公告

当社は、令和七年十月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都品川区上大崎三丁目三番九号秀和目黒前レジデンス一一〇三

株式会社Ｍａｔｅｒｉｇｅｎｃｅ

代表清算人　石本　晃次

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都新宿区北新宿三丁目八番五号

有限会社アイ・テイー商店

清算人　伊藤　明美

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都大田区山王二丁目五番六号ＳＡＮＮ

ＯＢＲＩＤＧＥ

株式会社Ａｇｅｎｔ　Ｇｒｏｕｐ

代表清算人　中村　彰宏

解散公告

当社は、令和七年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都渋谷区神宮前四丁目三番一五―三〇三号　株式会社安全・安心研究センター

代表清算人　廣瀬　弘忠

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都杉並区宮前一丁目七番六号

有限会社めぐみ薬局

清算人　荒木　惠

解散公告

当法人は、令和七年十月二十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都調布市布田一丁目三二番地五マートルコート調布四〇七

特定非営利活動法人海から海へ

清算人　阿部　公輝

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都文京区本郷四丁目一二番一六号トーア文京マンション五一〇号室

株式会社モダンエクスプレス

代表清算人　古屋　直成

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都千代田区大手町一―一―二大手門タワー

なぎさアセットマネジメント株式会社

代表清算人　南　賢一

解散公告

当社は、令和七年十月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

東京都渋谷区神南一丁目一一―四ＦＰＧリンクス神南五階　合同会社オッケー

清算人　越山　弘規

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

横浜市旭区白根五丁目六三番四号

栗田電機工業有限会社

代表清算人　栗田　純

解散公告

当社は、令和七年十月二十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

神奈川県相模原市緑区吉野七一番地一

合同会社夢現堂

代表清算人　廣田　聖子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

石川県金沢市広岡一丁目一一番四号

有限会社キングマシン

代表清算人　出村　好保

解散公告

当社は、令和七年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

愛知県安城市里町壱斗山二六九番

ダイエンジニアリング株式会社

代表清算人　後藤　金也

解散公告

当社は、令和七年十一月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

愛知県小牧市弥生町八七番地

株式会社葵企画

代表清算人　谷口　雄司

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

三重県名張市東町一七七二番地の一

一力製材有限会社

清算人　一力　秀造

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

京都市西京区上桂西居町八一番地の四

協和設計株式会社

代表清算人　大八木優秀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

大阪府堺市東区北野田一番地一（九〇四号）

有限会社ルナトーン

清算人　井上由美子

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

大阪市天王寺区玉造元町三番一四号グランドムール玉造Ⅱ六〇二号　楽薬株式会社

代表清算人　前川　信之

解散公告

当社は、令和七年十月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

大阪市都島区都島中通二丁目一一番一〇―一〇一号　泰川株式会社

代表清算人　黎　燕萍

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十三日

大阪市中央区淡路町三丁目六番三号一Ｆ

株式会社ＥＳ＆Ｓｏｌｕｔｉｏｎ

代表清算人　中岡　真吾

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

大阪市淀川区新高六丁目一〇番七号階上

有限会社ダズルシステム

清算人　本郷　哲也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

大阪府和泉市尾井町二丁目四番一一―一号

株式会社サブツアー

代表清算人　中嶋啓三郎

解散公告

当社は、令和７年10月23日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

大阪市住吉区苅田七丁目三―一二レジデンシャル御堂筋あびこ一二〇三号

株式会社オンワード

代表清算人　太田　篤史

解散公告

当社は、令和７年10月24日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

大阪府堺市北区百舌鳥梅町三丁四二番地の二七

有限会社アイテックプラントプロデュース

清算人　竹谷　正二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

大阪市東淀川区瑞光四丁目二―二一プレアール瑞光四〇三号室

俊成株式会社

代表清算人

詹　俊成（セン　シュンセイ）

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

大阪市住之江区南加賀屋四丁目六番八号

栄家食品株式会社

代表清算人　下家　俊治

解散公告

当法人は、令和７年10月20日開催の評議員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

兵庫県西宮市東山台三丁目四三番地九

一般財団法人コレゾ財団

清算人　平野　龍平

解散公告

当社は、令和７年９月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

奈良市八条三丁目七三七番地の一

株式会社ＥＭ―Ｆｒｏｎｔ

代表清算人　武田　年弘

解散公告

当社は、令和７年10月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

広島県広島市南区大州三丁目三番八号

株式会社スエーネ技研

代表清算人　松本　太志

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

広島市東区牛田新町三丁目一一番三八―二〇五号

坂本株式会社

代表清算人　坂本　秋

解散公告

当社は、令和７年９月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

山口県周南市川手二丁目八―二

有限会社ナカムラ工業所

代表清算人　中村　貴則

解散公告

当社は、令和７年10月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

愛媛県松山市南梅本町甲二九二番地一

株式会社ＧＳ

代表清算人　大森　隆宏

解散公告

当社は、令和７年９月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

北九州市戸畑区新池三丁目一一番八号

株式会社Ｂ．Ｃ．Ｉ

清算人　佐藤　秀信

解散公告

当社は、令和７年２月28日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

長崎県佐世保市木原町一八九七番地一

株式会社日本窯業工芸

代表清算人　横石　次郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

熊本県熊本市南区城南町坂野一九八〇番地

わくわく未来城南株式会社

代表清算人　松永　壽昭

解散公告

当社は、令和７年９月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

大分県別府市上人仲町九番四二号

有限会社セイケン管理サービス

清算人　恩賀　弘二

解散公告

当社は、令和７年10月24日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

宮崎県宮崎市中央通三番四七号地下一階

株式会社Ｕｎｉｖｅｒｓｅ

代表清算人　川﨑　俊幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

鹿児島県鹿屋市川東町八〇二五番地一

環境プラン有限会社

清算人　福岡　修

解散公告

当社は、令和７年10月１日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

沖縄県浦添市内間三丁目六番一一号

代表清算人　末吉　政明

末吉左官株式会社

解散公告（第一回）

当法人は、令和７年４月30日開催の社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和７年10月８日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

埼玉県三郷市早稲田二丁目一九番地一

医療法人社団稲仁会

清算人　森野　一英

解散公告（第一回）

当法人は、令和７年９月４日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

広島市安芸区矢野西四丁目三番一五号

医療法人更紗

清算人　高橋　千春

解散公告（第一回）

当法人は、令和７年６月21日開催の社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により、令和７年９月19日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

長崎県諫早市八坂町一番一四号

医療法人泰順会大久保耳鼻咽喉科医院

清算人　大久保　泰

解散公告（第三回）

当法人は、令和７年５月31日開催の臨時社員総会の決議並びに令和７年９月22日さいたま市長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和７年11月11日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

埼玉県さいたま市北区土呂町一丁目二三番地四

医療法人田中内科小児科医院

清算人　田中　正顕

解散公告（第三回）

当法人は、社員の欠亡により、令和７年11月４日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和７年11月11日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年11月13日

大阪府箕面市小野原東六丁目二四番三号

医療法人アクティブ小野原東診療所

清算人　木下　忠康

令和六年度決算公告

令和６年12月31日現在

貸借対照表の要旨

単位・円

資産の部		
負債及び正味財産の部		一七、一四四
負債の部		一七、一四四
正味財産の部		○
負債及び正味財産の部		一七、一四四

令和７年11月13日

東京都大田区東蒲田一丁目一〇番五号

特定非営利活動法人エコサーチ・ドット・ネット

代表理事　福元　初男

第46期決算公告

令和７年11月13日

栃木県鹿沼市上野町131番地

株式会社平和不動産

代表取締役　篠原　智子

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,163
	固定資産	51,623
	合計	68,786
負債及び純資産の部	流動負債	18,826
	固定負債	3,783
	株主資本	46,177
	資本金	13,000
	利益剰余金	33,177
	利益準備金	1,350
	その他利益剰余金	31,827
	（うち当期純損失）	(5,330)
	合計	68,786

第３期決算公告　令和７年11月13日
東京都調布市仙川町一丁目４番地38
株式会社ハヤシーズ
代表取締役　林　仁治

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	81,899
	固定資産	81,038
	資産合計	**162,937**
負債及び純資産の部	流動負債	20,261
	固定負債	122,309
	負債合計	**142,570**
	株主資本	20,366
	資本金	10,000
	利益剰余金	10,366
	その他利益剰余金	10,366
	（うち当期純利益）	(29,668)
	純資産合計	**20,366**
	負債・純資産合計	**162,937**

第 34 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 13 日　　茨城県ひたちなか市新光町38番地

株式会社日本アクシス

代表取締役　菊地　信仁

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	585,651	流動負債	178,673
固定資産	46,952	賞与引当金	29,007
		固定負債	3,849
		株主資本	450,081
		資本金	20,000
		資本剰余金	17
		資本準備金	17
		利益剰余金	430,064
		その他利益剰余金	430,064
		（うち当期純利益）	(48,105)
資産合計	**632,603**	**負債・純資産合計**	**632,603**

（仮称）今金町住吉宮島風力発電事業の廃止に関する公表

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の九第一項の規定に基づき次のとおり公表いたします。

一、第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

株式会社レノバ
代表取締役　木南　陽介
東京都中央区京橋二丁目二番一号

三菱マテリアル株式会社
執行役社長　田中　徹也
東京都千代田区丸の内三丁目二番三号

二、第一種事業の名称、種類及び規模

（仮称）今金町住吉宮島風力発電事業
風力発電事業（陸上）
発電設備出力　十一万三千四百キロワット
風力発電機の基数　十八から二十七基

三、法第三条の九第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、（仮称）今金町住吉宮島風力発電事業を実施しないこととなったので、法第三条の九第一項第一号に該当することとなりました。

令和七年十一月十三日
東京都中央区京橋二丁目二番一号
株式会社レノバ
代表取締役　木南　陽介
東京都千代田区丸の内三丁目二番三号
三菱マテリアル株式会社
執行役社長　田中　徹也

湯坪地熱発電所環境影響評価方法書及び同説明会開催の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第五条第一項の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しましたので、法第七条および七条の二の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

名　称　九電みらいエナジー株式会社
代表者　代表取締役　水町　豊
所在地　福岡県福岡市中央区薬院三丁目二番二三号ＫＭＧビル

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　湯坪地熱発電所
種類　汽力（地熱）
規模　九千五百キロワット級

三、対象事業が実施されるべき区域

大分県玖珠郡九重町大字湯坪

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

大分県玖珠郡九重町

五、方法書及び要約書の縦覧場所、期間及び時間

九重町役場（大分県玖珠郡九重町大字後野上八―一）
飯田公民館（大分県玖珠郡九重町大字田野一六二四―一二三）
八丁原発電所展示館（大分県玖珠郡九重町大字湯坪六〇一）
大分県生活環境部（大分県大分市大手町三丁目一番一号）
令和七年十一月十三日（木）から令和七年十二月十二日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く、八丁原発電所展示館は休館日を除く）九時から十七時まで
縦覧期間中は左記ウェブサイトにて本方法書及び要約書をご覧いただけます。
https://www.q-mirai.co.jp/news/archives/527

六、意見書の提出

本方法書について環境の保全の見地から意見を有している場合は、左記の記載事項を記入し書面にて意見書を郵送していただくか縦覧場所に備付の意見書箱に投函ください。

㈠　氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

㈡　意見書の提出の対象である方法書の名称

㈢　方法書について環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

七、意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

令和七年十二月二十六日（金）まで（必着）
意見書を左記宛先に郵送又は縦覧場所に設置する意見書箱に投函
〒八一〇―〇〇二二
福岡県福岡市中央区薬院三丁目二番二三号ＫＭＧビル八階
九電みらいエナジー株式会社　エンジニアリング本部　発電総括・環境部宛

八、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

令和七年十一月二十七日（木）
十九時から二十時三十分まで
九重町基幹集落センター（大分県玖珠郡九重町湯坪二七〇）

令和七年十一月十三日
福岡県福岡市中央区薬院三丁目二番二三号
九電みらいエナジー株式会社
代表取締役　水町　豊

第75期決算公告

令和７年８月29日　佐賀県佐賀市伊勢町15番１号
株式会社ミゾタ
代表取締役　井田　建

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,950	流動負債	5,960
固定資産	8,774	固定負債	808
		株主資本	10,956
		資本金	100
		資本剰余金	400
		資本準備金	400
		利益剰余金	10,455
		利益準備金	124
		その他利益剰余金	10,331
		（うち当期純利益）	（1,280）
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
資産合計	17,724	負債・純資産合計	17,724

第18期決算公告

令和７年11月13日
東京都港区赤坂二丁目５番７号
Ｋｉｉ株式会社
代表取締役　鈴木　尚志

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	75,512
	固定資産	63,236
	資産合計	138,748
負純資産債及の部	流動負債	284,390
	固定負債	3,500
	株主資本	△149,143
	資本金	241,484
	資本剰余金	898,810
	資本準備金	898,810
	利益剰余金	△1,289,437
	その他利益剰余金	△1,289,437
	（うち当期純損失）	（109,414）
	負債・純資産合計	138,748

第34期決算公告

令和７年11月13日
東京都千代田区神田神保町一丁目54番４号
株式会社イーステーション
代表取締役社長　宮城　信也

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	243,175
	固定資産	1,440,706
	繰延資産	6,300
	資産合計	1,690,181
負純資産債及の部	流動負債	85,450
	固定負債	719,102
	株主資本	875,843
	資本金	90,000
	利益剰余金	1,681,144
	利益準備金	43,565
	（うち当期純利益）	（42,900）
	自己株式	△895,300
	評価・換算差額等	9,785
	負債・純資産合計	1,690,181

第６期決算公告

令和７年11月13日
東京都台東区上野三丁目24番６号
株式会社ＤＮＴＩ
代表取締役　佐々木裕彦

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	212,487
	固定資産	40,034
	合計	252,522
負純資産債及の部	流動負債	297,380
	固定負債	560,139
	株主資本	△604,996
	資本金	30,000
	利益剰余金	△634,996
	その他利益剰余金	△634,996
	（うち当期純損失）	（86,387）
	合計	252,522

第１期決算公告　　令和７年10月23日
東京都新宿区西新宿二丁目６番１号
新宿住友ビル35階
株式会社アクシージアテクノロジー
代表取締役　段　　卓
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	21,021
	固定資産	1,004
	資産合計	**22,025**
負純資債及産のび部	流動負債	1,568
	株主資本	20,457
	資本金	15,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	△9,542
	その他利益剰余金	△9,542
	（うち当期純損失）	(9,542)
	負債・純資産合計	**22,025**

第２期決算公告　　令和７年10月30日
東京都千代田区丸の内二丁目２番１号
株式会社東京電力タイムレスキャピタル
ＳＰＣ第３号ホールディングス
代表取締役　兵頭　　賢
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	6
	固定資産	13,800
	資産合計	**13,806**
負純資債及産のび部	流動負債	47
	固定負債	3,307
	株主資本	10,451
	資本金	50
	資本剰余金	10,950
	その他資本剰余金	10,950
	利益剰余金	△549
	その他利益剰余金	△549
	（うち当期純損失）	(317)
	負債・純資産合計	**13,806**

第２期決算公告

令和７年11月13日
東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
霞ヶ関ソリューション株式会社
代表取締役　森谷　泰三
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	15,486,695
	固定資産	550,000
	資産合計	**16,036,695**
負純資債及産のび部	流動負債	5,001,767
	固定負債	15,000,000
	株主資本	△3,965,072
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△23,965,072
	その他利益剰余金	△23,965,072
	（うち当期純損失）	(18,550,568)
	負債・純資産合計	**16,036,695**

第６期決算公告

令和７年11月13日　　東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
株式会社ビーネックステクノロジーズ
代表取締役　永來　真一
貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,017,021	流動負債	9,051,065
固定資産	2,167,711	賞与引当金	1,289,733
		固定負債	516,676
		退職給付引当金	383,338
		株主資本	6,616,990
		資本金	200,000
		資本剰余金	829,253
		資本準備金	200,000
		その他資本剰余金	629,253
		利益剰余金	5,587,737
		その他利益剰余金	5,587,737
		（うち当期純利益）	(3,966,919)
資産合計	**16,184,733**	**負債・純資産合計**	**16,184,733**

第43期決算公告

令和７年11月13日
東京都渋谷区恵比寿西一丁目10番８号杉山ビル
株式会社アートオフィスクリエイト
代表取締役　岩田　正晴
貸借対照表の要旨
（令和７年７月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	368,388	流動負債	133,833
固定資産	21,431	賞与引当金	3,300
		その他	130,533
		株主資本	255,986
		資本金	24,000
		利益剰余金	234,986
		利益準備金	6,100
		その他利益剰余金	228,886
		（うち当期純利益）	(6,411)
		自己株式	△3,000
資産合計	**389,819**	**負債・純資産合計**	**389,819**

第27期決算公告

令和７年11月13日　　東京都千代田区神田練塀町300番地
株式会社オープンアップＩＴエンジニア
代表取締役　中島　淳二
貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,048,856	流動負債	4,569,943
固定資産	1,390,497	賞与引当金	614,237
		役員賞与引当金	5,631
		固定負債	239,812
		退職給付引当金	93,983
		株主資本	5,629,597
		資本金	70,000
		資本剰余金	1,739,734
		その他資本剰余金	1,739,734
		利益剰余金	3,819,863
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	3,814,863
		（うち当期純利益）	(1,841,948)
資産合計	**10,439,353**	**負債・純資産合計**	**10,439,353**

第３期決算公告

令和７年11月13日　　愛知県刈谷市南桜町一丁目23番地
株式会社ビーネックスソリューションズ
代表取締役　遠藤　武志
貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,279,308	流動負債	1,574,580
固定資産	313,609	賞与引当金	352,630
		役員賞与引当金	3,799
		固定負債	47,562
		退職給付引当金	26,141
		株主資本	1,970,771
		資本金	50,000
		資本剰余金	45,000
		その他資本剰余金	45,000
		利益剰余金	1,875,771
		その他利益剰余金	1,875,771
		（うち当期純利益）	(427,693)
資産合計	**3,592,915**	**負債・純資産合計**	**3,592,915**

第８期決算公告

令和７年11月13日　　東京都千代田区神田練塀町300番地
株式会社アクシス・クリエイト
代表取締役　小林由輝人
貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,874,413	流動負債	641,520
固定資産	49,007	賞与引当金	79,890
		役員賞与引当金	3,149
		固定負債	1,849
		株主資本	1,280,051
		資本金	21,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	19,000
		その他資本剰余金	1,000
		利益剰余金	1,239,051
		その他利益剰余金	1,239,051
		（うち当期純利益）	(236,987)
資産合計	**1,923,420**	**負債・純資産合計**	**1,923,420**

第29期決算公告

令和７年11月13日　　東京都港区東新橋二丁目14番１号
株式会社オープンアップシステム
代表取締役　簇持　正彌
貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	627,729	流動負債	352,232
固定資産	107,339	賞与引当金	156,067
		役員賞与引当金	1,474
		固定負債	7,296
		株主資本	375,539
		資本金	30,000
		資本剰余金	45,000
		その他資本剰余金	45,000
		利益剰余金	300,539
		その他利益剰余金	300,539
		（うち当期純利益）	(102,567)
資産合計	**735,069**	**負債・純資産合計**	**735,069**

第３期決算公告

令和７年10月23日
東京都新宿区西新宿二丁目６番１号
新宿住友ビル35階
株式会社
アクシージアバリュークリエイター
代表取締役　段　暁維

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	20,792
	固定資産	4,170
	資産合計	**24,962**
負純資産及のび部	流動負債	29,730
	株主資本	△4,768
	資本金	30,000
	利益剰余金	△34,768
	その他利益剰余金	△34,768
	（うち当期純損失）	（13,307）
	負債・純資産合計	**24,962**

第３期決算公告

令和７年11月13日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
Ｄｅｍｉｏ特定目的会社
取締役　長尾　誠

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	16,802	流動負債	968
信託預金	285	固定負債	14,875
信託建物	7,217	**負債合計**	**15,843**
信託建物附属設備	1,167	社員資本	2,409
信託構築物	178	特定資本金	0
信託機械装置	169	優先資本金	2,527
信託土地	7,784	剰余金	△118
その他の資産	1,450	当期未処理損失	118
流動資産	1,376		
固定資産	57		
投資その他の資産	57		
繰延資産	15	**純資産合計**	**2,409**
資産合計	**18,252**	**負債・純資産合計**	**18,252**

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和７年７月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	7
営業費用	124
営業損失	116
経常損失	116
税引前当期純損失	116
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	117

第５期決算公告

令和７年11月13日
東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
株式会社夢真エキスパート
代表取締役　伏見　隆

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	105,539
	固定資産	266
	資産合計	**105,806**
負純資産及のび部	流動負債	54,759
	賞与引当金	470
	株主資本	51,047
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	11,047
	その他利益剰余金	11,047
	（うち当期純利益）	（26,085）
	負債・純資産合計	**105,806**

第９期決算公告

令和７年11月13日　東京都港区赤坂九丁目１番７号
晋特定目的会社
取締役　山本　祐紀

貸借対照表の要旨
（令和７年８月29日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	—	流動負債	311,730
固定資産	—	**負債合計**	**311,730**
その他の資産	1,863,764	社員資本	1,552,033
流動資産	1,863,764	特定資本金	100
		優先資本金	30,000
		剰余金	1,521,933
		当期未処分利益	1,521,933
		純資産合計	**1,552,033**
資産合計	**1,863,764**	**負債・純資産合計**	**1,863,764**

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和７年８月29日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	8,275,068
営業費用	5,382,930
営業利益	2,892,137
営業外収益	305
営業外費用	57,239
経常利益	2,835,204
特別損失	69,545
税引前当期純利益	2,765,658
法人税、住民税及び事業税	3,754
当期純利益	2,761,904

第４期決算公告

令和７年11月13日
東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
株式会社オフューカスインベスコ
代表取締役　竹谷　暁生

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,293
	固定資産	4,059,992
	資産合計	**4,066,286**
負純資産及のび部	流動負債	1,520,113
	固定負債	611,577
	株主資本	1,934,596
	資本金	30,000
	資本剰余金	2,093,000
	その他資本剰余金	2,093,000
	利益剰余金	△188,403
	その他利益剰余金	△188,403
	（うち当期純損失）	（36,814）
	負債・純資産合計	**4,066,286**

第18期決算公告

令和７年11月13日
札幌市中央区北二条西二丁目４番地
株式会社サブライム
代表取締役　出口　大輔

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	70,958
	固定資産	758
	合計	**71,716**
負純資産及のび部	流動負債	104,832
	株主資本	△33,115
	資本金	30,000
	利益剰余金	△63,115
	利益準備金	30
	その他利益剰余金	△63,145
	（うち当期純利益）	（646）
	合計	**71,716**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十三日
札幌市中央区北二条西二丁目四番地
株式会社サブライム
代表取締役　出口　大輔

第１期決算公告

令和７年11月13日
東京都港区六本木一丁目９番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階
Ｎｏｚｏｍｉ特定目的会社
取締役　髙橋　法彦

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	その他の資産	78
	流動資産	78
	資産合計	**78**
負純資産及のび部	流動負債	1,866
	負債合計	**1,866**
	社員資本	△1,788
	特定資本金	100
	剰余金	△1,888
	当期未処理損失	1,888
	純資産合計	**△1,788**
	負債・純資産合計	**78**

第８期決算公告

令和７年11月13日
北海道千歳市みどり台北二丁目５番14号
株式会社ミナモト
代表取締役　今井　涼

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	45,199
	固定資産	277,922
	合計	**323,121**
負純資産及のび部	流動負債	13,229
	固定負債	101,323
	株主資本	208,569
	資本金	1,000
	利益剰余金	207,569
	その他利益剰余金	207,569
	（うち当期純損失）	（1,295）
	合計	**323,121**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社いまい不動産（住所北海道千歳市みどり台北二丁目五番一五号）に対して当社の障害福祉事業に関する資産・負債・権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和七年十一月三日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十三日
北海道千歳市みどり台北二丁目五番一四号
株式会社ミナモト
代表取締役　今井　涼

第５期決算公告

令和７年11月13日

川崎市川崎区南町16番地１

株式会社川崎ウチダシステム

代表取締役　松尾　修弘

貸借対照表の要旨

（令和７年７月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	44,343
	固定資産	7,986
	資産合計	52,330
負債及び純資産の部	流動負債	38,429
	株主資本	13,900
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,900
	その他利益剰余金	3,900
	（うち当期純利益）	(659)
	負債・純資産合計	52,330

第６期決算公告

令和７年11月13日

北海道千歳市みどり台北二丁目５番15号

株式会社ゆうしんかん

代表取締役　今井　涼

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	361,513
	固定資産	381,872
	合計	743,385
負債及び純資産の部	流動負債	57,649
	固定負債	454,093
	株主資本	231,643
	資本金	45,000
	資本剰余金	53,765
	その他資本剰余金	53,765
	利益剰余金	132,878
	利益準備金	27,450
	その他利益剰余金	105,428
	（うち当期純利益）	(104,402)
	合計	743,385

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社いまい建物（住所北海道千歳市みどり台北二丁目五番一五号）に対して当社の介護事業及び不動産賃貸業に関する資産・負債・権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和七年十一月三日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十三日

北海道千歳市みどり台北二丁目五番一五号

株式会社ゆうしんかん

代表取締役　今井　涼

第10期決算公告

令和７年10月23日

山梨県北杜市長坂町渋沢725番地１

株式会社ユイット・ラボラトリーズ

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	403,179
	固定資産	470,093
	資産合計	873,272
負債及び純資産の部	流動負債	95,571
	固定負債	12,488
	株主資本	765,213
	資本金	100,000
	資本剰余金	541,974
	資本準備金	2,000
	その他資本剰余金	539,974
	利益剰余金	123,239
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	121,739
	（うち当期純利益）	(25,871)
	負債・純資産合計	873,272

第23期決算公告

令和７年11月13日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目８番４号

株式会社アイディーシー

代表取締役　染谷　和利

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	52,036,928
	固定資産	3,489,791
	資産合計	55,526,719
負債及び純資産の部	流動負債	2,583,497
	固定負債	16,239,538
	負債合計	18,823,035
	株主資本	36,703,684
	資本金	11,000,000
	利益剰余金	25,703,684
	その他利益剰余金	25,703,684
	（うち当期純利益）	(951,942)
	純資産合計	36,703,684
	負債・純資産合計	55,526,719

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一〇〇万円減少し金一〇〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十三日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目八番四号

株式会社アイディーシー

代表取締役　染谷　和利

第11期決算公告

令和７年11月13日

名古屋市中村区名駅二丁目45番７号

アイアール株式会社

代表取締役　大山　竜吾

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,851,685
	固定資産	975,698
	資産合計	2,827,384
負債及び純資産の部	流動負債	1,377,789
	賞与引当金	318,698
	役員賞与引当金	4,320
	固定負債	168,958
	退職給付引当金	152,116
	株主資本	1,280,635
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,260,635
	その他利益剰余金	1,260,635
	（うち当期純利益）	(439,460)
	負債・純資産合計	2,827,384

第10期決算公告

令和７年11月13日

東京都千代田区内幸町二丁目１番６号

株式会社オープンエイト

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	822,173
	固定資産	415,239
	資産合計	1,237,413
負債及び純資産の部	流動負債	739,693
	固定負債	416,425
	株主資本	74,449
	資本金	100,000
	資本剰余金	192,467
	資本準備金	0
	その他資本剰余金	192,467
	利益剰余金	△218,018
	その他利益剰余金	△218,018
	（うち当期純損失）	(218,018)
	新株予約権	6,845
	負債・純資産合計	1,237,413

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十万円、資本準備金の額を四十万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十三日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

株式会社オープンエイト

代表取締役　髙松　雄康

第38期決算公告

令和７年11月13日

東京都渋谷区初台１―51―１

初台センタービル５階

株式会社朝日広告

代表取締役　岡田　哲郎

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	50,539,487
	固定資産	5,583,941
	資産合計	56,123,428
負債及び純資産の部	流動負債	20,370,268
	固定負債	30,260,000
	負債合計	50,630,268
	株主資本	5,493,160
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△4,506,840
	その他利益剰余金	△4,506,840
	（うち当期純損失）	(16,220,138)
	純資産合計	5,493,160
	負債・純資産合計	56,123,428

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のアウトドア事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記の通りです。

令和七年十一月十三日

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目七番一号

（甲）合同会社エンジン

代表社員　岡田　哲郎

東京都渋谷区初台一―五一―一初台センタービル五階

（乙）株式会社朝日広告

代表取締役　岡田　哲郎

第１期決算公告

令和７年11月13日

愛知県安城市桜町12番24号

株式会社まるなか

代表取締役　磯貝　廣治

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8
	固定資産	610,701
	合計	610,709
負債及び純資産の部	流動負債	19
	固定負債	620,000
	株主資本	△9,310
	資本金	100
	利益剰余金	△9,410
	その他利益剰余金	△9,410
	（うち当期純利益）	(△9,410)
	合計	610,709

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一〇〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにし、減少した資本金の全てを資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十二日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十三日
東京都台東区東上野一丁目八番三号
株式会社協育
代表取締役　井田　斉昭

決算公告

令和７年11月13日
東京都台東区東上野一丁目８番３号
株式会社協育
代表取締役　井田　斉昭

貸借対照表の要旨（令和６年11月20日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	748,958,856
	固定資産	244,315,026
	資産合計	993,273,882
負純資債及産のび部	流動負債	186,068,424
	固定負債	526,569,563
	退職給付引当金	8,631,563
	株主資本	280,635,895
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	260,635,895
	利益準備金	5,000,000
	その他利益剰余金	255,635,895
	（うち当期純利益）	(2,394,515)
	負債・純資産合計	993,273,882

第32期決算公告

令和７年11月13日
大阪市中央区城見一丁目２番27号
クリスタルタワー
株式会社アエックス
代表取締役　高畠　朗

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	174,725
	固定資産	61,817
	合計	236,543
負純資債及産のび部	流動負債	15,856
	株主資本	220,687
	資本金	80,000
	資本剰余金	293,486
	資本準備金	293,486
	利益剰余金	△152,799
	その他利益剰余金	△152,799
	（うち当期純損失）	(152,799)
	合計	236,543

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨につきましては左記のとおりです。

令和七年十一月十三日
東京都港区芝三丁目四番一三号
Ｋｏｒｅａｎ　Ａｉｒ　Ａｉｒｐｏｒｔ　Ｓｅｒｖｉｃｅ株式会社
代表取締役　劉　永喆

第１期決算公告

令和７年11月13日
東京都港区芝三丁目４番13号
Korean Air Airport Service株式会社
代表取締役　劉　永喆

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	580,706
	合計	580,706
負純資債及産のび部	流動負債	3,378
	株主資本	577,327
	資本金	100,000
	資本剰余金	480,000
	資本準備金	480,000
	利益剰余金	△2,672
	その他利益剰余金	△2,672
	（うち当期純損失）	(2,672)
	合計	580,706

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十三日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三四番七号ＮＸ新宿ビル八階
株式会社日本直販総本社
代表取締役　岩間　信憲

決算公告

令和７年11月13日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目34番７号
ＮＸ新宿ビル８階
株式会社日本直販総本社
代表取締役　岩間　信憲

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,914,686
	固定資産	5,267,255
	合計	11,181,942
負純資債及産のび部	流動負債	2,741,622
	株主資本	8,440,320
	資本金	50,000
	資本剰余金	1,000
	資本準備金	1,000
	利益剰余金	8,389,320
	利益準備金	15,700
	その他利益剰余金	8,373,620
	（うち当期純利益）	(877,441)
	合計	11,181,942

第65期決算公告

令和７年11月13日
和歌山県和歌山市福町19番地
株式会社宮井新聞舗
代表取締役　宮井　良継

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	391
	固定資産	477
	合計	868
負純資債及産のび部	流動負債	267
	固定負債	391
	株主資本	209
	資本金	10
	利益剰余金	199
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	197
	（うち当期純利益）	(9)
	合計	868

第47期決算公告

2025年10月24日
福岡県みやま市山川町尾野2088番地
株式会社ショーヤマ
代表取締役　久保　晃

貸借対照表の要旨（2025年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,983
	固定資産	5,548
	合計	22,531
負純資債及産のび部	流動負債	345
	株主資本	22,186
	資本金	8,200
	利益剰余金	13,986
	利益準備金	2,050
	その他利益剰余金	11,936
	（うち当期純利益）	(9,578)
	合計	22,531

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月二十一日を効力発生日とする千旦建材株式会社（和歌山市禰宜一二二七番地の二）との株式交換により増加する予定の資本準備金の額を八千百九十一万四千六百九十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十三日
和歌山市禰宜一二五〇番地の四
千旦コンクリート工業株式会社
代表取締役　木下　純

第45期決算公告

令和７年11月13日
和歌山市禰宜1250番地の４
千旦コンクリート工業株式会社
代表取締役　木下　純

貸借対照表の要旨
（令和７年３月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	421,963
	固定資産	97,302
	合計	519,266
負純資債及産のび部	流動負債	116,462
	固定負債	31,342
	株主資本	371,461
	資本金	5,000
	利益剰余金	366,461
	その他利益剰余金	366,461
	（うち当期純利益）	(33,732)
	合計	519,266

第７期決算公告

令和７年10月15日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号
結和税理士法人内
一般社団法人プロパティホールディングス
代表理事　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,482
	固定資産	800
	合計	5,282
負純資債及産のび部	流動負債	70
	負債合計	70
	基金	8,000
	剰余金	△2,787
	（うち当期純損失）	(1,295)
	純資産合計	5,212
	合計	5,282

第７期決算公告

2025年11月13日
鳥取県境港市佐斐神町1634番地
米子空港サービス株式会社
代表取締役社長　飯塚　弘衛

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	16
	固定資産	1
	合計	17
負債及び純資産の部	流動負債	4
	固定負債	0
	株主資本	13
	資本金	9
	利益剰余金	4
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	4
	（うち当期純利益）	(8)
	合計	17

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百九十万円減少し十万円とすることに致しました。

効力発生日は令和七年十二月十五日であり、株主総会の決議は令和七年十月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、最終貸借対照表の要旨は左記の通りです。

令和七年十一月十三日
鳥取県境港市佐斐神町一六三四番地
米子空港サービス株式会社
代表取締役社長　飯塚　弘衛

第15期決算公告

令和７年11月６日
東京都中央区日本橋三丁目３番６号
一般社団法人日本ＣＦＡ協会
代表理事　出川　昌人

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	139,319
	固定資産	4,012
	資産合計	143,331
負債及び正味財産の部	流動負債	34,187
	固定負債	1,523
	負債合計	35,710
	一般正味財産	107,621
	正味財産合計	107,621
	負債正味財産合計	143,331

第１期決算公告

令和７年11月13日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目34番７号ＮＸ新宿ビル８階
ナビルスホールディングス株式会社
代表取締役　岩間　信憲

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	70,379	流動負債	3,050,055
固定資産	8,066,370	固定負債	2,243,454
		株主資本	2,843,240
		資本金	1,000
		資本剰余金	2,842,439
		資本準備金	370,152
		その他資本剰余金	2,472,287
		利益剰余金	△198
		その他利益剰余金	△198
		（うち当期純損失）	(198)
資産合計	8,136,750	負債・純資産合計	8,136,750

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億七千十五万二千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十三日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三四番七号ＮＸ新宿ビル八階
ナビルスホールディングス株式会社
代表取締役　岩間　信憲

第３期決算公告

令和７年11月13日
東京都文京区本郷七丁目３番１号
東京大学南研究棟アントレプレナーラボ
コウソミル株式会社
代表取締役　鏡味　優

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	213,735	流動負債	44,624
固定資産	71,455	固定負債	50,000
		株主資本	△219,433
		資本金	2,250
		資本剰余金	250
		資本準備金	250
		利益剰余金	△221,933
		その他利益剰余金	△221,933
		（うち当期純損失）	(137,030)
		新株予約権	410,000
資産合計	285,190	負債・純資産合計	285,190

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億四千七百二十五万七百四十円（うち資本準備金とする額二億二千五百三十一万七千四百三十八円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十三日
東京都文京区本郷七丁目三番一号東京大学南研究棟アントレプレナーラボ
コウソミル株式会社
代表取締役　鏡味　優

第１期決算公告

令和７年11月13日　東京都港区元赤坂一丁目１番７－1209号
株式会社赤坂国際会計内
ＧＣＪＧ49株式会社
代表取締役　西野　貴司

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	31,843	流動負債	3,213
固定資産	1,404,786	固定負債	1,040,000
		株主資本	393,006
		資本金	200,025
		資本剰余金	199,975
		資本準備金	199,975
		利益剰余金	△6,993
		その他利益剰余金	△6,993
		（うち当期純損失）	(6,993)
		新株予約権	410
資産合計	1,436,630	負債・純資産合計	1,436,630

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千二万五千円、資本準備金の額を一億九千四百九十七万五千円減少し、それぞれ一千万円、五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十三日
東京都港区元赤坂一丁目一番七－一二
〇九号株式会社赤坂国際会計内
ＧＣＪＧ４９株式会社
代表取締役　西野　貴司

第６期決算公告

2025年６月６日

北海道室蘭市茶津町９－１

室蘭銅合金株式会社

代表取締役社長　清水　章裕

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	285,712
	固定資産	1,764,316
	合計	2,050,028
負純資産及び部	流動負債	932,614
	固定負債	1,575,000
	株主資本	△457,586
	資本金	100,000
	利益剰余金	△557,586
	その他利益剰余金	△557,586
	（うち当期純利益）	(18,493)
	合計	2,050,028

決　算　公　告

令和７年11月13日

東京都港区南青山三丁目１番36号
青山丸竹ビル６Ｆ

株式会社トモシビ

代表取締役　池田　祐一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,015
	固定資産	73,551
	合計	74,566
負純資産及び部	流動負債	92,345
	固定負債	2,249
	株主資本	△20,027
	資本金	5,000
	利益剰余金	△25,027
	その他利益剰余金	△25,027
	（うち当期純損失）	(2,974)
	合計	74,566

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十一月十三日
東京都墨田区東駒形四丁目二四番一三号
（甲）ＲＳ合同会社
代表社員　池田　祐一
東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ
（乙）株式会社トモシビ
代表取締役　池田　祐一

第20期決算公告

2025年６月６日

北海道室蘭市茶津町４番地

室蘭新エネ開発株式会社

代表取締役　萬年　利克

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	63,029
	固定資産	392,277
	合計	455,306
負純資産及び部	流動負債	325
	固定負債	371,828
	株主資本	83,153
	資本金	10,000
	利益剰余金	73,153
	その他利益剰余金	73,153
	（うち当期純利益）	(14,809)
	合計	455,306

第43期決算公告

令和７年11月13日

沖縄県石垣市字登野城1281番地

太洋リネンサプライ株式会社

代表取締役　親盛　一功

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	441,617,273
	固定資産	820,545,326
	合計	1,262,162,599
負純資産及び部	流動負債	129,547,327
	固定負債	997,118,554
	うち退職給付引当金	1,639,809
	株主資本	135,496,718
	資本金	97,600,000
	その他利益剰余金	37,896,718
	（うち当期純損失）	(40,728,198)
	合計	1,262,162,599

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千八百八十万円減少して五千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十三日
沖縄県石垣市字登野城一二八一番地
太洋リネンサプライ株式会社
代表取締役　親盛　一功

第３期決算公告

令和７年11月13日

東京都渋谷区代々木三丁目33番９号
ウエストアベニュー代々木402号室

ＴＹコーポレーション株式会社

代表取締役　中辻　照幸

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	25,829
	固定資産	64,020
	合計	89,850
負純資産及び部	流動負債	36,461
	固定負債	407
	株主資本	52,981
	資本金	500
	利益剰余金	52,481
	利益準備金	125
	その他利益剰余金	52,356
	（うち当期純利益）	(47,891)
	合計	89,850

第14期決算公告

令和７年11月13日

東京都千代田区神田三崎町三丁目６番13号

共立不動産株式会社

代表取締役　中辻　照幸

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	154,693
	固定資産	243,022
	合計	397,716
負純資産及び部	流動負債	267
	固定負債	308,057
	株主資本	89,391
	資本金	10,000
	利益剰余金	79,391
	利益準備金	173
	その他利益剰余金	79,217
	（うち当期純損失）	(12,070)
	合計	397,716

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十三日
東京都千代田区神田三崎町三丁目六番一三号
（甲）共立不動産株式会社
代表取締役　中辻　照幸
東京都渋谷区代々木三丁目三三番九号
ウエストアベニュー代々木四〇二号室
（乙）ＴＹコーポレーション株式会社
代表取締役　中辻　照幸

第18期決算公告

令和７年11月13日

大阪市西区立売堀二丁目４番15号

イーライフストア株式会社

代表取締役　黒田　拓哉

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	286
	資産合計	286
負純資産及び部	流動負債	42
	固定負債	6,287
	負債合計	6,329
	株主資本	△ 6,042
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 7,042
	その他利益剰余金	△ 7,042
	（うち当期純損失）	(831)
	純資産合計	△ 6,042
	負債・純資産合計	286

第33期決算公告

令和７年11月13日

兵庫県三田市沢谷766番地

株式会社エルアンドティエムエス

代表取締役　黒田　拓哉

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	45,522
	固定資産	136,898
	資産合計	182,421
負純資産及び部	流動負債	89
	固定負債	20,899
	負債合計	20,989
	株主資本	161,432
	資本金	15,000
	利益剰余金	146,432
	その他利益剰余金	146,432
	（うち当期純損失）	(5,251)
	純資産合計	161,432
	負債・純資産合計	182,421

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十三日
兵庫県三田市沢谷七六六番地
（甲）株式会社エルアンドティエムエス
代表取締役　黒田　拓哉
大阪市西区立売堀二丁目四番一五号
（乙）イーライフストア株式会社
代表取締役　黒田　拓哉

第17期決算公告

令和７年11月13日

大阪市中央区南船場三丁目９番10号

徳島ビル

株式会社ソフィア

代表取締役　一坂　正和

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	527,932
	固定資産	98,095
	合計	626,027
負債及び純資産の部	流動負債	206,503
	固定負債	288,158
	株主資本	131,367
	資本金	22,000
	資本剰余金	1,477
	資本準備金	1,477
	利益剰余金	107,889
	利益準備金	189
	その他利益剰余金	107,700
	（うち当期純利益）	(1,895)
	合計	626,027

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十三日

大阪市中央区南船場三丁目九番一〇号

徳島ビル

（甲）株式会社ソフィア

代表取締役　一坂　正和

徳島市中常三島町一丁目三二番地の一

（乙）社宅ネット株式会社

代表取締役　齋藤　光平

第９期決算公告

令和７年11月13日

徳島市中常三島町一丁目32番地の１

社宅ネット株式会社

代表取締役　齋藤　光平

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	109,702
	固定資産	40
	合計	109,741
負債及び純資産の部	流動負債	134,790
	固定負債	—
	株主資本	△ 25,049
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 26,049
	利益準備金	740
	その他利益剰余金	△ 26,789
	（うち当期純損失）	(4,369)
	合計	109,741

第19期決算公告

2025年６月６日

北海道室蘭市茶津町４番地

室蘭環境プラントサービス株式会社

代表取締役　佐藤　和則

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,738,096
	固定資産	101,108
	合計	1,839,204
負債及び純資産の部	流動負債	177,472
	固定負債	7,147
	株主資本	1,654,585
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,644,585
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,642,085
	（うち当期純利益）	(98,231)
	合計	1,839,204

決算公告

令和７年11月13日

千葉県木更津市潮浜二丁目６番地４

株式会社ティ・エス・シー

代表取締役　和間　真一

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	793,267
	固定資産	592,718
	合計	1,385,986
負債及び純資産の部	流動負債	161,080
	固定負債	608,717
	株主資本	616,188
	資本金	60,000
	利益剰余金	572,820
	その他利益剰余金	572,820
	（うち当期純利益）	(77,115)
	自己株式	△ 16,632
	合計	1,385,986

第20期決算公告

令和７年11月13日

大阪市北区茶屋町３番７号

ウメトク不動産株式会社

代表取締役　福嶋　正彦

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	79,149
	固定資産	83,736
	資産合計	162,886
負債及び純資産の部	流動負債	33,166
	固定負債	1,686
	株主資本	128,033
	資本金	20,000
	利益剰余金	108,033
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	103,033
	（うち当期純利益）	(9,757)
	負債・純資産合計	162,886

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十三日

大阪市北区茶屋町三番七号

（甲）ウメトク株式会社

代表取締役　福嶋　正彦

大阪市北区茶屋町三番七号

（乙）ウメトク不動産株式会社

代表取締役　福嶋　正彦

第78期決算公告

令和７年11月13日　　大阪市北区茶屋町３番７号

ウメトク株式会社

代表取締役　福嶋　正彦

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	46,318,064	流動負債	25,557,348
固定資産	21,565,598	賞与引当金	183,510
		役員賞与引当金	254,800
		固定負債	3,889,885
		退職給付引当金	87,251
		役員退職慰労引当金	343,580
		株主資本	36,110,115
		資本金	303,000
		利益剰余金	35,807,115
		利益準備金	75,750
		その他利益剰余金	35,731,365
		評価・換算差額等	2,326,313
		その他有価証券評価差額金	2,326,313
資産合計	67,883,662	負債・純資産合計	67,883,662

損益計算書の要旨

（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	88,608,167
売上原価	76,601,872
売上総利益	12,006,295
販売費及び一般管理費	9,946,111
営業利益	2,060,183
営業外収益	509,838
営業外費用	158,759
経常利益	2,411,263
特別利益	81,860
特別損失	8,862
税引前当期純利益	2,484,261
法人税、住民税及び事業税	854,034
法人税等調整額	33,956
当期純利益	1,596,270

第11期決算公告

令和７年11月13日

東京都江東区豊洲二丁目２番１号Ａ棟32Ｆ

澪標アナリティクス株式会社

代表取締役　井原　　渉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	986,458
	固定資産	54,272
	合計	1,040,730
負債及び純資産の部	流動負債	268,179
	賞与引当金	66,274
	株主資本	772,550
	資本金	18,644
	資本剰余金	17,644
	資本準備金	17,644
	利益剰余金	736,262
	その他利益剰余金	736,262
	（うち当期純利益）	(163,295)
	合計	1,040,730

決算公告

令和７年11月13日

愛知県豊橋市牟呂町字西明治川東１番地

マルナカウッド株式会社

代表取締役　中野　　修

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	102,330
	固定資産	216,962
	繰延資産	53
	合計	319,345
負債及び純資産の部	流動負債	848,955
	固定負債	418,051
	（うち退職給付引当金）	(660)
	株主資本	△ 947,660
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 967,660
	その他利益剰余金	△ 967,660
	（うち当期純損失）	(41,633)
	合計	319,345

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の(1)広告デザイン、商業デザインの企画及び制作(2)写真の撮影、コンピューターによる写真の制作及び合成並びに印刷物の企画、制作、販売(3)インターネットのホームページの企画、立案、制作及びコンサルティング業務(4)インターネットによる通信販売業務(5)ホテル、旅館の経営及びコンサルタント業務を行う事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十五日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年十一月二十日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十三日

大分市弁天三丁目一番四五号

（甲）株式会社ＡＤＧＲＡＰＨＹ

代表取締役　河野　浩之

大分市弁天三丁目一番四五号

（乙）株式会社アドグラフィー

代表取締役　河野　浩之

第58期決算公告

令和７年11月13日

東京都中央区新川一丁目21番２号

株式会社ウチダシステムズ

代表取締役　岩田　正晴

貸借対照表の要旨

（令和７年７月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,392,462
	固定資産	557,210
	資産合計	**4,949,672**
負債及び純資産の部	流動負債	3,127,136
	賞与引当金	84,900
	その他	3,042,236
	固定負債	241,129
	退職給付引当金	230,628
	その他	10,500
	負債合計	**3,368,265**
	株主資本	1,580,036
	資本金	100,000
	資本剰余金	131,472
	資本準備金	36,000
	その他資本剰余金	95,472
	利益剰余金	1,348,563
	利益準備金	17,610
	その他利益剰余金	1,330,953
	（うち当期純利益）	（299,021）
	評価・換算差額等	1,371
	評価差額金	1,371
	純資産合計	**1,581,407**
	負債・純資産合計	**4,949,672**

第１期決算公告

令和７年11月13日

大分市弁天三丁目１番45号

株式会社ＡＤＧＲＡＰＨＹ

代表取締役　河野　浩之

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,000
	固定資産	3
	投資その他の資産	3
	合計	**3,003**
負純資産の債及び部	流動負債	83
	固定負債	814
	株主資本	2,105
	資本金	3,000
	利益剰余金	△894
	その他利益剰余金	△894
	（うち当期純損失）	（894）
	合計	**3,003**

第15期決算公告

令和７年11月13日

大分市弁天三丁目１番45号

株式会社アドグラフィー

代表取締役　河野　浩之

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,260,825
	固定資産	191,832
	繰延資産	762
	合計	**1,453,420**
負純資産の債及び部	流動負債	741,622
	固定負債	467,785
	株主資本	244,012
	資本金	10,000
	利益剰余金	234,012
	利益準備金	800
	その他利益剰余金	233,212
	（うち当期純利益）	（63,871）
	合計	**1,453,420**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務を全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十三日

埼玉県川越市新宿町一丁目６番６号

（甲）株式会社エコハウス

代表取締役　神橋　和弘

埼玉県川越市新宿町一丁目６番６号

（乙）エコハウス不動産株式会社

代表取締役　神橋　和弘

埼玉県川越市新宿町一丁目６番６号

（丙）Global Transformation Leaders株式会社

代表取締役　神橋　和弘

決算公告

令和７年11月13日

埼玉県川越市新宿町一丁目６番６号

株式会社エコハウス

代表取締役　神橋　和弘

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	729,995
	固定資産	183,854
	合計	**913,849**
負純資産の債及び部	流動負債	282,151
	固定負債	478,592
	株主資本	153,107
	資本金	27,000
	利益剰余金	126,107
	その他利益剰余金	126,107
	（うち当期純利益）	（51,702）
	合計	**913,849**

決算公告

令和７年11月13日

埼玉県川越市新宿町一丁目６番６号

エコハウス不動産株式会社

代表取締役　神橋　和弘

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	27,951
	固定資産	600
	合計	**28,551**
負純資産の債及び部	流動負債	3,188
	株主資本	25,362
	資本金	3,000
	利益剰余金	22,362
	その他利益剰余金	22,362
	（うち当期純利益）	（16,162）
	合計	**28,551**

決算公告

令和７年11月13日

埼玉県川越市新宿町一丁目６番６号

Global Transformation Leaders株式会社

代表取締役　神橋　和弘

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	78,021
	固定資産	31,000
	合計	**109,021**
負純資産の債及び部	流動負債	25,371
	株主資本	83,650
	資本金	31,000
	利益剰余金	52,650
	利益準備金	570
	その他利益剰余金	52,080
	（うち当期純利益）	（17,737）
	合計	**109,021**

第11期決算公告

令和７年11月13日

東京都港区虎ノ門一丁目３番１号

株式会社ＳＡＭＵＲＡＩ

代表取締役　羽田　吾立

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	88,793
	固定資産	535,651
	資産合計	**624,444**
負債及び純資産の部	流動負債	1,440,490
	役員賞与引当金	1,517
	固定負債	18,176
	関係会社事業損失引当金	16,343
	株主資本	△834,228
	資本金	110,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△1,044,228
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	△1,044,728
	（うち当期純利益）	（55,621）
	新株予約権	6
	負債・純資産合計	**624,444**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十三日

大分市畑中一丁目一〇番四〇号
（甲）株式会社電建サービス
代表取締役　今永　毅

大分市畑中一丁目一〇番四〇号
（乙）株式会社ＤＫＳ
代表取締役　今永　毅

第６期決算公告

令和７年11月13日

大分市畑中一丁目10番40号
株式会社ＤＫＳ
代表取締役　今永　毅

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,519
	資産合計	3,519
負純資産の債及び部	流動負債	18,648
	株主資本	△15,129
	資本金	1,000
	利益剰余金	△16,129
	その他利益剰余金	△16,129
	（うち当期純損失）	(895)
	負債・純資産合計	3,519

第11期決算公告

令和７年11月13日

大分市畑中一丁目10番40号
株式会社電建サービス
代表取締役　今永　毅

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	71,204
	固定資産	5,643
	資産合計	76,848
負純資産の債及び部	流動負債	38,584
	株主資本	38,263
	資本金	1,000
	利益剰余金	37,263
	その他利益剰余金	37,263
	（うち当期純損失）	(3,108)
	負債・純資産合計	76,848

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十三日

徳島県板野郡北島町江尻字柳池二八番地五
（甲）株式会社ビーエムファクトリー
代表取締役　伊藤　英敏

徳島県板野郡北島町江尻字柳池二八番地五
（乙）株式会社ビーエムアソシエイツ
代表取締役　伊藤　英敏

第６期決算公告

令和７年11月13日

徳島県板野郡北島町江尻字柳池28番地５
株式会社ビーエムアソシエイツ
代表取締役　伊藤　英敏

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,910,952
	合計	1,910,952
負純資産の債及び部	流動負債	39,725,418
	固定負債	431,355
	株主資本	△38,245,821
	資本金	500,000
	利益剰余金	△38,745,821
	その他利益剰余金	△38,745,821
	（うち当期純利益）	(1,038,316)
	合計	1,910,952

第15期決算公告

令和７年11月13日

徳島県板野郡北島町江尻字柳池28番地５
株式会社ビーエムファクトリー
代表取締役　伊藤　英敏

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	141,723,794
	固定資産	23,765,271
	繰延資産	2,348,334
	合計	167,837,399
負純資産の債及び部	流動負債	118,342,273
	固定負債	56,441,154
	株主資本	△6,946,028
	資本金	500,000
	利益剰余金	△7,446,028
	その他利益剰余金	△7,446,028
	（うち当期純利益）	(111,060,557)
	合計	167,837,399

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十三日

宮崎県宮崎市橘通東三丁目八番二一号
（甲）株式会社レジャークリエイトホールディングス
代表取締役　河野　信吉

福岡市中央区春吉二丁目四番一一号
（乙）株式会社はなさくら
代表取締役　河野　信吉

福岡市中央区春吉二丁目四番一一号
（丙）株式会社リヴィエール
代表取締役　河野　信吉

福岡市中央区春吉二丁目四番一一号
（丁）株式会社わだち
代表取締役　河野　信吉

第35期決算公告

令和７年11月13日

宮崎県宮崎市橘通東３丁目８番21号
株式会社レジャークリエイトホールディングス
代表取締役　河野　信吉

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	245,497	流動負債	527,214
固定資産	2,566,165	固定負債	1,456,602
		株主資本	827,844
		資本金	10,000
		資本剰余金	608,696
		資本準備金	605,696
		その他資本剰余金	3,000
		利益剰余金	209,148
		利益準備金	200
		その他利益剰余金	208,948
		（うち当期純利益）	(378,990)
合計	2,811,662	合計	2,811,662

第24期決算公告　令和７年11月13日

福岡市中央区春吉２丁目４番11号
株式会社わだち
代表取締役　河野　信吉

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,134
	固定資産	501,582
	合計	518,716
負純資産の債及び部	流動負債	8,787
	固定負債	450,859
	株主資本	59,070
	資本金	3,000
	利益剰余金	56,070
	その他利益剰余金	56,070
	（うち当期純利益）	(4,504)
	合計	518,716

第９期決算公告　令和７年11月13日

福岡市中央区春吉２丁目４番11号
株式会社リヴィエール
代表取締役　河野　信吉

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,438
	固定資産	293,786
	合計	305,224
負純資産の債及び部	流動負債	35,354
	固定負債	250,500
	株主資本	19,370
	資本金	3,000
	利益剰余金	16,370
	その他利益剰余金	16,370
	（うち当期純利益）	(5,603)
	合計	305,224

第23期決算公告　令和７年11月13日

福岡市中央区春吉２丁目４番11号
株式会社はなさくら
代表取締役　河野　信吉

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,426
	固定資産	1,107,105
	合計	1,119,532
負純資産の債及び部	流動負債	50,703
	固定負債	1,017,152
	株主資本	51,676
	資本金	3,000
	利益剰余金	48,676
	その他利益剰余金	48,676
	（うち当期純利益）	(3,076)
	合計	1,119,532